

税のひろば

青色申告のおすすめ

所得税は、納税者が自分で所得や税額を計算して、申告し納税する申告納税制度になっています。

この申告納税制度が、円滑に行われるためには、自分の所得や税額を正しく計算して申告することのできる納税者が、一人でも多くなる必要があります。毎日の取引を帳簿につけ、その帳簿に基づいて正確に所得税の申告をする人には、所得計算の面などで、いろいろ有利な取扱いが受けられることになっています。これを青色申告制度といいます。

《青色申告ができる人》

不動産、山林、事業所得のある人です。

○不動産所得とは、家や土地などの貸付けによる所得です。

○山林所得とは、山林の伐採や譲渡による所得です。

○事業所得とは、農業、漁業、製造業、御売業、小売業、サービス業による所得です。

《青色申告の手続》

毎年三月十五日までに、「青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。

年末調整の説明会開催

本年も給与所得に対する「年末調整」を行う時期となりました。年末調整ならびに法定調書等に

ついでの説明会を、左記のとおり開催いたしますから、徴収義務者は出席くださるようお願いいたします。

月 日	会 場	対 象	時 間
11月25日	八日市場市公民館	八日市場市、光町、野栄町	いずれも 午後1時30分 ～ 午後4時
11月28日	旭市民会館	旭市、飯岡町、海上町	
11月29日	銚子市青少年文化会館	銚子市	
12月1日	銚子市役所	参加できなかった人	

くわしくは、税務課、又は税務署へおたずねください。

税務課 (内)二〇五〇一

☎四一二二二

銚子税務署

☎〇四七九一二二

一五七一

通算される年金制度

現在公的年金制度には八つの種類があります。

そこで、職業をかえますと、当然加入する年金制度もかわることになります。たとえばサラリーマンが退職して自家営業者になりますと、厚生年金から、国民年金へかわるといふ具合になります。

国民年金だより

このように各種の制度を転々とする人のために、

一年以上の加入期間をつなぎ合せて二十五年（国民年金を除いた年金だけの場合は二十年）以上あれば、その人にも年金を支給するという仕組み、これが通算老齢年金という制度です。また、本人が公的年金制度の加入者でなくとも加入者の配偶者であれば、その配偶者である期間と、国民年金の保険料納入期間を合わせて二十五年以上

あれば同じように年金が支給されます。

この通算老齢年金はそれぞれの年金制度の加入期間に応じて計算

された額が支給されますが、国民年金の通算老齢年金は、老齢年金と同じ方法によって計算した額が、六十五歳から支給されます。

加入する人	通算される年金制度
20歳から60歳までの自営業者（他の年金に加入してない人）	国民年金
従業員5人以上の会社や工場に勤める人	厚生年金保険
船員	船員保険
国家公務員	国家公務員共済組合
都道府県、公立学校、市町村などの職員	地方公務員等共済組合
国鉄、電々公社、専売公社の職員	公共企業体職員等共済組合
私立学校の教職員	私立学校教職員共済組合
農林漁業の協同組合の職員	農林漁業団体職員共済組合

加入手続きをお忘れなく

二十歳以上のあなた……現在あなたは公的年金に加入していますか……？

国民年金は、日本国内に住所をもつ二十歳以上六十歳未満の国民で、ほかの公的年金に加入していない人はすべて加入することになっています。

会社（厚生年金）をやめてそのままになっている人、二十歳になり、まだ公的年金に加入していない人は、役場年金係まで、加入の

届け出をして下さい。

国民年金の保険料は月二、二〇〇円ですが、これは将来の老齢年金だけでなく、病気やケガによって身体障害になったときには「障害年金」また一家の中心となつて働いていた夫が亡くなった時、残された妻に十八歳未満の子供がいますと「母子年金」など、老齢年金のほかにもいくつかの給付があり、国民年金はあなたの一生を保障します。